

積立定期預金規定

1. 定期性預金共通規定等

積立定期預金の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の定期性預金共通規定により取扱います。

2. 預入形態

積立定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入形態は、満期指定型の随時入金方式とします。

3. 預金の預入れ等

- (1) この預金は6か月以上5年までの期間内で受取日を指定し（以下「受取指定日」といいます。）、通帳記載の預入期限の1か月前まで自由に預入れができます。
- (2) この預金への預入れは1回につき100円以上とし、預入れのつど各々独立した自動継続扱いの期日指定定期預金または自由金利型定期預金（M型）とします。
- (3) この預金に預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
- (4) この預金への2回目以降の預入れは、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れできます。

4. 口座振替による預入れ

- (1) この預金は、毎月1回口座振替の方法により預入れができます。この場合、引落預金口座、振替日、振替金額等は申込書セット契約引落口座（自動振替）欄に記載のとおりとします。
- (2) 第1項の規定にかかわらず、振替日の預金残高が振替金額に満たない場合であっても、当該振替日（休日の場合は翌営業日）を含み10日間（末日が休日の場合は、前営業日まで）の間に振替金額を満たしたときは、その時点で振替を行います。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は特に通知することなく口座振替を行いません。
 - ① 引落預金口座の預金残高が振替金額に満たないとき。（引落預金口座が総合口座で貸越限度内のときは除きます。）
 - ② 振替により、この預金の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。
- (4) 引落預金口座、振替日等を変更する場合、ならびに、口座振替契約を解約する場合は、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

5. 預入れ預金の種類、期間、継続の方法

- (1) 当初預入日から最終預入期限までに預入れの定期預金は、預入れのつど預入日から受取指定日までの期間に応じ次により取扱います。
 - ① 預金名義人が「個人」の場合
 - ア. 受取指定日までの期間が1年未満の場合
受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。
 - イ. 受取指定日までの期間が1年以上3年以下の場合
受取指定日を満期日とする期日指定定期預金とします。
 - ウ. 受取指定日までの期間が3年を超え3年3か月未満の場合
最初の1年間は自由金利型定期預金（M型）とし、その満期日に受取指定日を満期日とする期日指定定期預金に継続します。
 - エ. 受取指定日までの期間が3年3か月以上5年以下の場合
最初の3年間は期日指定定期預金とし、その満期日に残り期間に応じた前記ア. またはイ. のいずれかの定期預金に継続します。
 - ② 預金名義が「法人」の場合
 - ア. 受取指定日までの期間が2年以下の場合
受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）とします。
 - イ. 受取指定日までの期間が2年を超え2年3か月未満の場合
最初の1年間は自由金利型1年定期預金（M型）とし、その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）に継続します。
 - ウ. 受取指定日までの期間が2年3か月以上4年以下の場合

最初の2年間は自由金利型2年定期預金とし、その満期日に受取指定日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)に継続します。

エ. 受取指定日までの期間が4年を超え5年以下の場合

最初の2年間は自由金利型2年定期預金とし、その満期日に残り期間に応じた前記イ. またはウ. の方法により取扱います。

- (2) 預金名義人が「個人」の場合、期日指定定期預金の満期日は預入れの日から1年経過した後は変更することができません。この場合、当店に対し、その1か月前までに通知を必要とします。この通知があった場合、その預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合(解約されないままその預金の預入日から3年後の応当日が到来した場合も含みます)は、満期日の変更はなかったものとします。

6. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における店頭掲示の期日指定定期預金利率、または当行所定の自由金利型預金(M型)利率によって計算します。
- (2) 期日指定定期預金として預入れられた預金については、次の利率を用いて1年複利の方法により計算します。
- ① 預入日(または継続日)から1年以上2年未満の期間・・・店頭掲示の「2年未満」利率
 - ② 預入日(または継続日)から2年以上の期間・・・店頭掲示の「2年以上」利率
- (3) 法人の場合で自由金利型2年定期預金(M型)として預入れられた預金については、預入日(または継続日)から1年後の応当日に当行所定の中間利払利率による中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を第5条の方法により該当の自由金利型定期預金(M型)として預入れます。中間払利息を差引いた利息の残額(満期払利息)は、その預金の満期日に元金に組み込み、第5条の方法により取扱います。
- (4) この預金の受取指定日以後の利息は、受取指定日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4)の2 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (5) 当行がお客様からの解約請求に応じる場合、当行が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、受取指定日前に解約する場合の利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)現在における当行所定の期日指定定期預金または自由金利型定期預金(M型)の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金の付利単位は1円とします。

7. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに当店に提出してください。
- (2) この預金の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口毎に順次解約します。
- (3) 第2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約または書替継続の手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手續きを行いません。

8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)